

【沖縄県 宮古島市】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に係る公表について

この公表は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」第 15 条第 6 項および第 17 条に基づく公表になります。

○管理職の女性割合

市長部局：15.7%

教育委員会：25.0%

議会事務局：0%

消防本部：0%

水道事業：0%

選挙管理委員会等：33.3%

（令和 7 年 3 月 31 日）

○男性の配偶者出産休暇等の取得率

市長部局：57.1%

教育委員会：0%

議会事務局：0%

消防本部：100%

水道事業：100%

選挙管理委員会等：0%

（令和 7 年 3 月 31 日）

※教育委員会は対象者 1 名、議会事務局、選挙管理委員会等については対象者無し。